

ISSB 公開草案「『SASB スタンダード』の修正案」に対する
生命保険協会意見

質問 1－目的

ISSB は、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的
要求事項」及び IFRS S2 号「気候関連開示」を適用する企業に対して適時の
支援を行う目的で、「SASB スタンダード」の修正を提案している。修正案
は、企業が「IFRS サステナビリティ開示基準」と並行して「SASB スタン
ダード」を適用するとの仮定のもとに起草された。この仮定は、「SASB スタ
ンダード」が引き続き的を絞ったものであり、比例的（proportionate）なも
のであることを可能にし、IFRS S1 号及び IFRS S2 号にすでに含まれている
要求事項の不要な重複を回避することを可能にする。修正案の目的は次のと
おりである。

- ・ 国際的な適用可能性の一層の向上
 - 産業のグルーピング（新興市場及び発展途上国におけるバリュー・チ
ェーンを反映することを含む。）
 - それらの産業のグルーピングにおける開示トピック
 - 指標及びこれを支える技術的プロトコル
- ・ 資本市場のニーズに応えるためのサステナビリティ関連開示のグローバ
ル・ベースラインとなるように、投資家のニーズに引き続き焦点を当て
ることを確実にしながら、他のサステナビリティ関連の基準及びフレー
ムワークとの相互運用可能性を向上させる。
- ・ 「SASB スタンダード」の向上を、生物多様性、生態系及び生態系サービ
ス（BEES）並びに人的資本といったトピックに関する ISSB のリサーチ・
プロジェクトと整合させ、本公開草案に対するフィードバックがこれら
のリサーチ・プロジェクトへのインプットを提供することが可能となる
ように、BEES 及び人的資本に関連する「SASB スタンダード」における開
示トピック及び指標を修正する。
- ・ 「SASB スタンダード」と「IFRS サステナビリティ開示基準」における言
葉遣い（language）と概念を整合させる。
- ・ 作成者にとっての「SASB スタンダード」の明瞭性、簡潔性及び費用対効
果を向上させる。

(a) 「SASB スタンダード」の修正案の目的、及び焦点を当てる関連する領域に同意するか。

(反対する)

- ・ IFRS サステナビリティ開示基準がグローバル・ベースラインとしての役割を果たすには、なるべく早く、なるべく多くの国・法域にて取り込まれることが重要であるため、ガイダンスである SASB スタンダードの修正を通じて、IFRS S1 及び IFRS S2 を適用する企業にタイムリーな支援を提供するという本プロジェクトの目的に賛同する。
- ・ また、国際的な適用可能性、他の基準及びフレームワークとの相互運用可能性、言葉遣い及び概念に係る IFRS サステナビリティ開示基準との整合性、SASB スタンダードにおける明瞭性などの観点を重視することにも賛同する。
- ・ 一方で、BEES 及び人的資本に関しては、テーマ別基準の開発を先んじることで手戻りが発生しないのではないかと考える。これは、リサーチ・プロジェクトが進行中である点、ガイダンスは基準の適用を支援するものであるという点を考慮すると、テーマ別基準開発後に特定のセクターに固有の指標等を SASB スタンダードで定めるという順序で対応する方が、基準の適用支援に資するガイダンスを作成できる可能性が高いと考えるため。
- ・ なお、BEES 及び人的資本に係るテーマ別基準を先行して開発することで、次のようなメリットも享受できると考えられる。①SASB スタンダードの異なる産業に同じような指標が繰り返し記載されることを回避することができる、②産業別の指標の細かな相違により、コングロマリット企業の開示等が煩雑化することを防ぐことができる、③産業ごとに SASB スタンダードの指標を策定する場合と比較し、産業横断的に開示要請することで、対象となるべきセクターが漏れることを防ぐことができる、④指標が統一されることで企業間比較が容易になる。
- ・ また、BEES 及び人的資本のリサーチ・プロジェクトに関するインプットとして本市中協議のフィードバックを活用すること自体は否定するものではない。他方、本市中協議においては、コメント提出社が特定のセクターに偏る可能性が高い点がある。本市中協議を基準に関する市中協議ではなく、ガイダンスに対する市中協議であると認識しているステークホルダーが検討の優先順位を落として対応している可能性があると考えられる。こ

れらを考慮し、リサーチ・プロジェクトについては、幅広いステークホルダーから意見聴取する機会を別途設けるべきだと考えられる。

(b) 修正案はこの目的を満たしているか。賛成又は反対の理由は何か。

(反対する)

- ・個別の修正案に反対するものではないが、結論の根拠において、“ステークホルダーからのフィードバック (stakeholder feedback)” に基づく多くの修正が提案されている。その属性が必ずしも明確でないため、今回の修正が意図する目的を満たし、IFRS S1 および IFRS S2 の高品質な導入の支援が実現するかの評価が困難である点には留意が必要である。

質問 2—他の基準及びフレームワークとの相互運用可能性の向上

「SASB スタンダード」に対する必要な修正を検討するにあたり、ISSB は、「グローバル・レポーティング・イニシアティブ」(GRI) 及び「欧州サステナビリティ報告基準」の基準及びフレームワーク、「自然関連財務開示タスクフォース」(TNFD) が公表したガイダンスなど、他のサステナビリティ関連の基準及びフレームワークと「SASB スタンダード」との相互運用可能性及び整合性を向上させるような考えられる修正を識別した。

「結論の根拠」の BC33 項から BC41 項は、相互運用可能性を改善し、他のサステナビリティ関連の基準及びフレームワークとの整合をとるために採用されたアプローチについて説明している。「結論の根拠」の「付録 B」は、一般目的財務報告書の主要な利用者のニーズに焦点を当てることを維持しつつ、「GRI スタンダード」との相互運用可能性及び TNFD 開示提言との整合性を向上させるような一部の修正案のリストを提供している。

(a) 他のサステナビリティ関連の基準及びフレームワークとの相互運用可能性及び整合性を向上させるためのアプローチ案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

(反対する)

- ・具体的な IFRS サステナビリティ開示基準がないトピックに関し、SASB スタンダードがガイダンスとして機能することを踏まえれば、他の基準やフレームワークとの相互運用可能性を高めることで、サステナビリティ開示に関する国際的な整合性や比較可能性が向上すると考えられる。

- ・また、気候関連の内容についても、本公開草案の修正案が最終化された内容が、「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス」に反映されるのであれば、上記と同様の結果を得ることができると考えられる。
- ・しかしながら、SASBスタンダードの修正を検討する際、相互運用性の確保を理由として直ちにGRI・ESRSとの整合性を検討するというプロセスには問題がある。現状、SASBスタンダードは複数の産業に似たような指標が設定されており、1つの指標を修正しようとする、複数の産業が影響を受けるといった煩雑な構成になっている。
- ・特にBEESや人的資本といった産業横断的なテーマに係るSASBスタンダードの指標の修正を検討する場合、①テーマ別基準として開発を検討、②産業固有の指標の必要性を検討、③他の基準（GRI・ESRS等）との整合性を検討、というプロセスを経ることで、基準の煩雑さを一定程度軽減できると考えられる。

(b) 9つの優先産業に対する修正案及び他の「SASBスタンダード」に対する的を絞った修正案は、相互運用可能性の改善をもたらし、その結果、開示された情報の主要な利用者にとっての意思決定有用性及び作成者にとっての費用対効果を改善させる目的を達成することになることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

(反対する)

- ・一般的に、他の基準やフレームワークとの相互運用性の改善は、特に国際的に事業展開を行っている企業について、開示された情報の主要な利用者にとっての意思決定有用性及び作成者にとっての費用対効果を改善させることに賛成する。
- ・しかしながら、各法域の実務・実態を考慮しない開示が要求されれば、情報の有用性の低下や利用者のコスト増大に繋がる可能性がある。「SASBスタンダード」はIFRS S1を適用する際のガイダンスではあるが、今後新たなトピック別基準の策定において産業別要求事項の導入を検討する際や「IFRS S2の適用に関する産業別ガイダンス」の適用の義務化を検討する際には、産業別に定める要求事項の取扱いについて、各法域の実務・実態を考慮できるよう、一定の柔軟性を確保すべきである。

(c) 情報に関する意思決定有用性と費用対効果を改善させるという目的を達成しつつ、開示トピック又は指標の相互運用可能性及び整合性を一層向

上させることは可能か。どのような修正を提案するか、またその理由は何か。

N/A

質問 3—「SASB スタンダード」における気候関連の内容の修正

ISSB は、9 つの優先産業を包括的に向上させることを提案しており、それには優先産業における気候関連の内容も含まれる。ISSB はまた、他の「SASB スタンダード」における気候関連の指標に対する的を絞った修正を提案している。修正案は、作成者が気候関連のリスク及び機会を識別することを支援し、これらのリスク及び機会に関する産業固有の情報について意思決定有用性を向上させることを意図している。

「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」（IFRS S2 号の産業別ガイダンス）は、「SASB スタンダード」における気候関連の内容から派生しており、大部分が同一である。ISSB は、「SASB スタンダード」と IFRS S2 号の産業別ガイダンスとの間の整合性を維持してきた。このため、ISSB は、「SASB スタンダード」における気候関連の内容に関する修正案が、IFRS S2 号を適用している作成者に影響を与え得ると考えた。ISSB は、「SASB スタンダード」の気候関連の内容を修正する）IFRS S2 号の産業別ガイダンスの結果的修正を行うことを提案すべきであると決定した。当該提案は、別個の公開草案『IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス』の修正案』で示されている。ISSB はまた、作成者の IFRS S1 号及び IFRS S2 号の適用にネガティブな影響を与えないようにすることを確実にするために、最終化された修正の発効日をどのように用いることができるかを検討した。

(a) 本公開草案で提案したとおり、ISSB が、優先産業の「SASB スタンダード」における気候関連の内容を修正し、他の産業の「SASB スタンダード」における気候関連の内容に的を絞った修正を行うべきであることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

(同意する)

- ・気候関連の内容に関し、結論の根拠 BC20 に記載の目的等を踏まえて修正することは、情報の有用性を高めることに繋がると考えられる。
- ・IFRS サステナビリティ開示基準と併せて SASB スタンダードを適用すると

| |
|---|
| <p>いう仮定をもとに本公開草案が作成されたことを踏まえれば、「IFRS S2の適用に関する産業別ガイダンス」との間に差異が発生した場合に、気候に関連するか否かで国際的な比較可能性等の目的を果たすことが困難となる可能性がある。したがって、公開草案「『IFRS S2の適用に関する産業別ガイダンス』の修正案」に対するステークホルダーからの意見も踏まえ、SASBスタンダードと産業別ガイダンスとが整合的な内容となるよう、検討いただきたい。</p> |
| <p>(b) 修正案が、気候関連のリスク及び機会に関する産業固有の情報について意思決定有用性を向上させることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。</p> |
| <p>N/A</p> |
| <p>(c) 修正案が、「SASBスタンダード」とIFRS S2号の産業別ガイダンスにおける気候関連の内容がIFRS S2号の要求事項とどのように関連するののかについて、一層明確化していることに同意するか。</p> |
| <p>N/A</p> |

| |
|---|
| <p>質問5－発効日</p> |
| <p>ISSBは、本修正の発効日を修正の公表後12か月から18か月の間に設定したうえで、早期適用を容認することを提案している。ISSBのこの提案の根拠は、「結論の根拠」のBC161項に示している。</p> <p>修正の発効日を設定したうえで、早期適用を容認するというアプローチ案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。</p> |
| <p>(同意する)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作成者の負担を考慮した発効日の検討が行われていることは、望ましい。 ・本公開草案が最終化された後も、BC161(a)–(d)の問題が生じていないかをモニタリングしていただき、IFRSサステナビリティ開示基準の適用支援という目的が果たされるよう、発効日の延期を含む、必要に応じた対応を検討いただく必要がある。 |

質問 15－「SASB スタンダード」の的を絞った修正

9 つの優先順位の高い「SASB スタンダード」に対する修正案以外にも、ISSB は、産業にわたって共通のトピックに関する開示の整合性を維持するために、適切である場合には、他の「SASB スタンダード」における対応する指標を整合させることを提案している。41 の追加の産業が、的を絞った修正案の影響を受けることになる。

ISSB は、他の「SASB スタンダード」における次の指標について、的を絞った修正を提案している。

- ・ 温室効果ガス排出
- ・ エネルギー管理
- ・ 水管理
- ・ 労働慣行
- ・ 労働力（workforce）の健康及び安全

「結論の根拠」の BC47 項及び BC48 項は、的を絞った修正案の ISSB の根拠を示している。「『SASB スタンダード』の修正案」に関する「結論の根拠」のセクションは、上記のトピックに対する特定の修正に関する根拠を示している。「結論の根拠」の「付録 A」は、的を絞った修正の影響を受ける「SASB スタンダード」とそれらの「SASB スタンダード」に含まれる指標の完全なリストを含んでいる。

(a) 9 つの優先産業以外の他の「SASB スタンダード」における対応する指標を整合させ、同等な開示要求の対象となる産業にわたって共通のトピックに関する開示の整合性を維持するという提案に同意するか。これにより情報の比較可能性が改善することに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

(反対する)

- ・ 本公開草案では、的を絞った修正の対象となる 41 セクターの選別プロセスが不明瞭である。そのため、41 セクター以外において、修正要否が外部からでは判断できない。
- ・ 例えば、人的資本は、対象となるセクターが多岐にわたると考えられる。選別方法が不明瞭な形で的を絞った修正を行うと、特定のセクターのみが

| |
|--|
| <p>人的資本に係る指標の考慮が要求され、セクター間の公平性に疑念が生じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、各産業で共通の開示トピックの整合性を維持することは、産業にわたる比較可能性の改善につながるが、的を絞った修正が41セクターに限定されることで、当該改善が不十分になるとも考えられる。 |
| <p>(b) これらの修正により影響を受ける個別の「SASBスタンダード」の包括的な見直しを完了する前に、これらの的を絞った修正案を導入すべきであることに同意するか。このアプローチが「SASBスタンダード」の向上という目的を支援し、IFRS S1号を適用する企業に対して適時の支援を提供することに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。</p> |
| <p>(反対する)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の的を絞った修正では、産業横断的なテーマを対象としている。繰り返しになるが産業横断的なテーマに関連する指標については、まずはテーマ別基準として開発できるかどうかを検討すべきである。 ・また、的を絞った修正を提案する産業について、今後包括的な見直しを行った結果、優先産業に係る指標等を再度修正しなければならない。また、産業横断的なテーマ別基準を開発した結果、同テーマに係る指標を再度修正しなければならないことも想定される。その場合、短期間で複数回の修正が行われることになり、制度の安定性を欠くことにつながる。結果、IFRS サステナビリティ開示基準の高品質な導入を支援するという目的が果たせなくなる恐れがある。 |
| <p>(c) 温室効果ガス排出に関連する的を絞った修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。</p> |
| <p>N/A</p> |
| <p>(d) エネルギー管理に関連する的を絞った修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。</p> |
| <p>N/A</p> |
| <p>(e) 水管理に関連する的を絞った修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。</p> |
| <p>N/A</p> |
| <p>(f) 労働慣行に関連する的を絞った修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。</p> |

| |
|---|
| N/A |
| (g) 労働力 (workforce) の健康及び安全に関連する目的を絞った修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。 |
| N/A |
| (h) 41 の追加の産業に関する目的を絞った修正案は、個別の「SASB スタンド」に対して適切かつ関連するものか。これらの「SASB スタンド」に関連する法域に係る考慮事項のうち、目的を絞った修正案で対処されておらず、考慮すべきものはあるか。ある場合には説明されたい。 |
| N/A |
| (i) 「SASB スタンド」の目的を絞った修正案が、他のサステナビリティ報告の基準及びフレームワークとの相互運用可能性及び整合性を向上させることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か (ISSB が、サステナビリティ関連のリスク及び機会が企業の見通しに与える影響について重要性がある (material) 情報を利用者に提供することに焦点を当てていることに留意すること)。 |
| N/A |